

要求水準書（案）に対する質問回答書

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
1	4	2	2	-	-	対象工事の内容	対象工事と示されている内容のみを工事対象とし、事業期間内に発生する突発的な故障・修繕対応は工事対象には含まないということよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	2	2	-	-	対象工事の内容	既往の耐震診断の対象施設は、沈砂池ポンプ棟のみであるため、耐震化に係る対象施設は、沈砂池ポンプ棟のみでよろしいでしょうか。吐出槽等の耐震化は含まれないということよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	4	2	2	-	-	対象工事の内容	アスベスト含有の有無について、別紙2より今回工事範囲において一部調査未実施と読み取れる部分があります。未実施部分のアスベスト含有調査は本工事で実施するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	4	2	2	-	-	対象工事の内容	対象工事に示される設計・工事には施工監理業務は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	4	2	3	-	-	事業期間	事業期間の内、設計業務の完了期日は設けられていないということよろしいでしょうか。	設計・施工工程については、事業者の提案によります。
6	5	2	5	-	-	工事費	各年度の出来高予定額および支払限度額の設定はございますでしょうか。	設定しています。公告時に公表します。
7	5	2	5	-	-	工事費	事業費を試算する上で、積算条件（品名、規格、数量、単価）の提示は頂けますでしょうか（アスベスト除去が必要な建材に対して解体作業レベルを考慮した積算条件の提示も含む）。	積算条件は事業者より提案してください。
8	8	3	1	3	-	公害規制関連事項	既存設備の騒音・振動・臭気測定データ及びその測定点の記録があればご教示ください。	測定していません。
9	9	3	1	3	(2)	悪臭	施設設計に必要なため、流入雨水の臭気指数をご教示ください。	測定していません。 雨水処理施設であるため、要求水準書（案）から削除します。
10	9	3	2	1	-	関係法令	既設の天井クレーンは法的な点検整備を実施されていますでしょうか。本工事で既設の天井クレーンを使用することは可能でしょうか。	現在、稼働を停止しています。 本工事で使用出来るように、当市の方で調整します。
11	11	3	2	2	(1)	基準、仕様等	準拠基準、仕様等に「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル」がありますが、既設構造物に防食塗装施工箇所はありますか。該当箇所がある場合はその仕様をご教示ください。	本工事では防食工事が発生しないため、要求水準書（案）を修正します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
12	11	3	2	2	(1)	基準、仕様等	準拠基準、仕様等に「新潟県土木工事標準仕様書」及び「新潟県土木工事施工管理基準」がありますが、どの範囲まで適用となりますでしょうか。「共通」という取扱いから、総則までという理解でよろしいでしょうか。	本事業で該当する土木工事に対して適用されます。
13	13	3	2	2	(4)	基準、仕様等	電気機器における一般仕様は、(3)土木・建築工事に記載「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」によるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	13	3	2	2	(4)	基準、仕様等	日本下水道事業団仕様の記載がありませんが、準拠は求められないという理解でよろしいでしょうか。	下水道事業団仕様に準拠します。
15	14	3	2	3	-	各種許可申請・届出等	貴市が現状で想定されている、事業者が取得すべき各種許可申請及び届出等をご教示ください。	提案内容により変わるため、事業者より提案してください。
16	15	3	3	1	-	設計業務	設計業務実績の登録（テクリス）の必要はないということでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	15	3	3	1	(1)	業務の対象	「事業者は、要求水準書（案）に規定した仕様またはそれを上回る水準の仕様を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとする。」と記載されております。事業者は要求水準書（案）に規定した仕様またはそれを上回る水準の仕様を常識的に読み取れる範囲で読み取り、競争的対話での確認を経て実施設計図書として提出します。 契約締結後の実施設計書作成時の協議において、提出した提案書に記載のない、事業者側から見て想定外の貴市からの新たなご要望事項については、設計変更協議対象として事業費及び工程の見直しが行なわれるという理解でよろしいでしょうか。	契約後、要求水準書に記載していない既設設備の機能不足が判明し、当該事項が受注者において合理的に予見できなかった場合には、設計変更の対象として協議を行います。 ただし、提案責任の範囲内と認められる場合及び事業者の認識不足の場合はこの限りではありません。
18	15	3	3	1	(1)	業務の対象	「事業者は、要求水準書（案）に規定した仕様またはそれを上回る水準の仕様を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとする。」と記載されていますが、法的、物理的など明確な根拠のある理由により要求水準を下回った提案をした場合は、要求水準未達と判定されないという理解でよろしいでしょうか。	合理的な理由及び明確な根拠が認められる場合については、要求水準書未達と判定しません。
19	15	3	3	1	(2)	③確認申請ほか各種申請業務	提案時の各種調査・提案検討において関係所轄部門（建築指導課、環境局、消防等）や電力会社等への確認が必要な場合、事前協議は可能でしょうか。また、協議を実施可能な場合、貴市のご協力（同行もしくは事前の連絡等）をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事前の問合せ・協議については、事業者の責において実施してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
20	15	3	3	1	(2)	③確認申請ほか各種申請業務	基本計画時に、関係所轄部署との行政協議（建築指導課、環境局、消防等）の結果がございましたらご教示ください。また、実施されていない場合契約後の行政協議で発生した提案からの設計変更の費用は精算対象と考えてよろしいでしょうか。	関係所轄部署との協議を行った議事録を公告時に公表します。また、契約締結後の行政協議により、当初提案内容から変更が生じる場合は設計変更協議の対象とします。
21	15	3	3	1	(3)	業務の開始	実施設計について、部分承諾が可能であり、承諾を得た部分から製造・施工に着手できるということによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	15	3	3	1	(3)	業務の開始	契約後に、部材の高騰や、不可抗力に起因する納期遅延が発生した場合は、設計変更協議対象として事業費及び工程の見直しがなされるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な理由が認められる場合は、設計変更協議の対象とします。
23	15	3	3	1	(3)	業務の開始	上記に関連して、部材の高騰に関する事業費の変更協議は、貴市「賃金等の変動に対する建設工事請負基準約款第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」に基づき協議がなされるという理解でよろしいでしょうか。また単価につきましては、刊行物（建設物価、積算資料等）、もしくは物価指数（建築費指数、企業物価指数）により協議がなされるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	15	3	3	1	(4)	適用基準	本工事期間中に適用基準が改訂され、改訂内容への対応等について協議を行った結果として追加費用が発生する場合、設計変更協議対象として事業費及び工程の見直しがなされるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	15	3	3	1	(5)	設計業務体制	管理技術者と照査技術者の配置について、代表者からではなく事業者（共同企業体）から各1名を配置すればよろしいでしょうか。	管理技術者および照査技術者の配置については、要求水準書（案）に定めるところによります。要求水準書において代表者からの配置に限定する規定はないため、共同企業体の構成員の中から配置することが可能です。
26	15	3	3	1	(5)	設計業務体制	管理技術者と照査技術者の配置について、事業者（共同企業体）からの配置ではなく協力業者（事業者から設計会社への委託を想定しております）からの選出・配置も認めていただけませんか。	管理技術者および照査技術者の配置については、要求水準書（案）に定めるところによります。所属先を限定する規定はないことから、事業者の責任において業務が適正に履行されることを前提に、協力事業者に所属する技術者を配置することを可能とします。
27	15	3	3	1	(5)	設計業務体制	管理技術者について、技術士の資格保有者とありますが、RCCM・技術士補・同種の設計実績保有者等、同等程度の資格・実績についても認めていただけませんか。	管理技術者の資格要件は、要求水準書に定めるとおり、技術士法第2条に規定する技術士とします。RCCM、技術士補等による代替は認められません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
28	15	3	3	1	(5)	設計業務体制	照査技術者について、管理技術者資格と同等とありますが、同上、同等程度の資格・実績についても認めていただけませんか。	照査技術者については、要求水準書（案）に定めるとおり、管理技術者と同等の資格を有する技術士とします。
29	15	3	3	1	(5)	設計業務体制	管理技術者と照査技術者の配置について、同程度の有資格者であれば変更できるとの認識でよろしいでしょうか。	管理技術者および照査技術者については、要求水準書に定める資格要件を満たす者であれば変更は可能です。
30	15	3	3	1	(5)	設計業務体制	管理技術者と照査技術者の配置について、配置する期間は設計業務完了まででよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	15	3	3	1	(5)	設計業務体制	管理技術者・照査技術者・担当技術者は主任技術者・監理技術者・現場代理人と兼務は可能でしょうか。また、管理技術者・照査技術者・担当技術者は非専任という理解でよろしいでしょうか。また、担当技術者は資格有無は問わないという理解でよろしいでしょうか。また、担当技術者は複数の工種について兼務は可能でしょうか。	管理技術者・照査技術者・担当技術者は、主任技術者・監理技術者・現場代理人と兼務は可能です。管理技術者・照査技術者・担当技術者は非専任です。また、担当技術者は資格有無は問わず、複数工種の兼務も可能です。
32	15	3	3	1	(5)	設計業務体制	「土木、建築、建築機械、建築電気」の各担当者は兼務してもよろしいでしょうか。	複数工種の兼務は可能です。
33	15	3	3	1	(5)	設計業務体制	設計業務体制における担当技術者はコリンズ登録可能でしょうか。	CORINS登録の対象外とします。
34	16	3	3	1	(7)	設計図書	設計図書③計算書は今回業務の対象、範囲に関するものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	16	3	3	1	(7)	設計図書	設計図書⑥保全に関する説明書は、こういった内容を記載した図書かご教示ください。	設計図書には不要なため削除します。
36	16	3	3	1	(7)	設計図書	設計図書⑨完成予想図（カラー版）は、こういった内容を記載した図書かご教示ください。パース図という理解でよろしいでしょうか。この場合設備外観は今回工事ではほとんど変化がないと思われませんが必要でしょうか。また内部の機器配置等も含まれますでしょうか。	パース図を想定していましたが、ご指摘のとおり不要のため削除します。
37	16	3	3	1	(7)	設計図書	設計図書⑩電子データ（CD-R又はDVD-R）は、こういったデータの保存が必要かご教示ください。	設計業務で作成した設計図書①～⑧のオリジナルデータおよびPDFデータを想定しています。
38	16	3	3	1	(8)	留意事項	工種間調整について、調整を行うべき別途発注工事等があればご教示ください。	現時点で予定している工事はありませんが、工事の発注が生じた場合に通知します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
39	17	3	3	2	(3)	現場代理人等	各工種（土木、建築、機械、電気）において建設業法第26条第1項に規定する主任技術者または同第2項に規定する監理技術者を専任させるものとする。」とありますが、専任の期間はそれぞれの工種が施工される期間との認識でよろしいでしょうか。 また同程度の資格保有者による交代は認められる条件等がありますでしょうか。	技術者の専任期間は、原則として契約工期を基本とします。 ただし、工程表・施工計画書等により、各工種の施工関与が行われていないことが明確である期間（工場製作のみが行われている期間等）については、当該工種に係る技術者の専任を要しません。 また、建設業法第26条の規定に基づき、同程度の資格要件を満たす技術者への交代は可能です。
40	17	3	3	2	(2)	業務の範囲	④施設整備期間中の試運転用水について、工業用水や雨水の利用は可能でしょうか。	長岡中央浄化センターより処理水の提供は可能です。 試運転に必要な経費は事業者負担となります。
41	17	3	3	2	(2)	業務の範囲	⑥現場事務所に常備する工事記録とは具体的に何を指すでしょうか。またデータ管理でもよろしいでしょうか。	事業者が実施する施工管理に係る書類を指します。 データ管理も認めますが、市から指示があった場合は印刷等により提出できるようにしてください。
42	17	3	3	2	(2)	業務の範囲	「⑩事業者は、市が発注したその他の工事との調整を率先して行い、その他の工事の円滑な施工に協力すること。」とありますが、想定されているその他の工事をご教示ください。	現時点で予定している工事はありませんが、工事の発注が生じた場合に通知します。
43	17	3	3	2	(2)	業務の範囲	「⑩事業者は、市が発注したその他の工事との調整を率先して行い、その他の工事の円滑な施工に協力すること。」とありますが、その他工事が起因して本事業工程が大幅に遅れた場合、変更協議の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	大幅に遅れた場合には設計変更協議の対象とします。
44	17	3	3	2	(3)	現場代理人等	監理技術者又は主任技術者を専任で配置することの記載がありますが、機器製作期間については非専任という理解でよろしいでしょうか。また、各工種の開始時期から各工種の監理技術者又は主任技術者を配置するという理解で宜しいでしょうか。また、配置技術者は機器製作期間と現場期間で変更可能という理解でよろしいでしょうか。	機器製作期間については非専任で問題ありません。 また、各工種の監理技術者又は主任技術者は、当該工種の開始時期から配置してください。なお、配置技術者は機器製作期間と現場期間での変更は可能です。
45	17	3	3	2	(3)	現場代理人等	技術者について、複数の工種について兼務は可能でしょうか。	兼務可能です。
46	17	3	3	2	(3)	現場代理人等	監理技術者又は主任技術者と現場代理人は兼任出来るという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	17	3	3	2	(3)	現場代理人等	建設工事における担当技術者はコリンズ登録可能でしょうか。また担当技術者は複数の工種について兼務は可能でしょうか。	主任技術者・監理技術者のCORINS登録は可能ですが、担当技術者は対象外とします。 また、複数工種の兼務は可能です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
48	18	3	3	2	(4)	工事関係書類の提出	工事関係書類【着工時】⑫品質証明員届について、品質証明員の資格や要件があればご教示ください。また、本工事の他の担当者との兼務は可能でしょうか。また新潟県土木工事標準仕様書準拠でしょうか。	新潟県土木工事標準仕様書に準拠しています。
49	18	3	3	2	(4)	工事関係書類の提出	工事関係書類【着工時】⑫品質証明員届について、指定様式を提供ください。指定様式がない場合、記載項目をご教示ください。	本市の指定様式はないため、新潟県土木工事標準仕様書に準拠してください。
50	18	3	3	2	(4)	工事関係書類の提出	工事関係書類【着工時】⑬電子納品に係るチェックシートは、新潟県HP「電子協議・電子納品運用ガイドライン」の「【巻末資料】電子納品に係わるチェックシート（工事）」という理解でよろしいでしょうか。	本市では、当初設計額が2千万以上の土木工事を電子納品実施の対象工事としているため、本工事は対象外とし、要求水準書（案）を修正します。
51	18	3	3	2	(4)	工事関係書類の提出	工事関係書類【着工時】⑭調達報告書の指定様式は、新潟県HP「県内調達報告書」という理解でよろしいでしょうか。	調達内容については、施工計画書や材料承諾願等で確認するため、着手時の着手時報告書は不要とし、要求水準書（案）を修正します。
52	18	3	3	2	(4)	工事関係書類の提出	工事関係書類【施工中】③「許可書・承諾書」等原本が3部用意できないものについては写しの提出でよろしいでしょうか。	写しの提出で問題ありません。
53	19	3	3	2	(4)	工事関係書類の提出	工事関係書類【完成時】⑧保全に関する説明書に必要な記載項目をご教示ください。	取扱説明書、保守点検要領、消耗品留意事項等を記載した図書を想定しています。完成図書の一部となるため、詳細事項は監督員と協議してください。
54	19	3	3	2	(4)	工事関係書類の提出	工事関係書類【完成時】⑨エネルギー管理計画書の指定様式を提供ください。指定様式がない場合、記載項目をご教示ください。	本工事に該当しないため、削除します。
55	19	3	3	2	(4)	工事関係書類の提出	工事関係書類【完成時】⑩竣工図に「A3簡易製本」とありますが、パイプファイル製本という認識でよろしいでしょうか。また「A3簡易製本」のみの提出でよろしいでしょうか。	竣工図はA4判折込製本になります。なお、工事関係書類【完成時】の提出書類について、要求水準書の記載内容を一部修正します。
56	21	3	3	2	(11)	保険	保険加入について、記載のある全ての保険に加入する必要があるという理解でよろしいでしょうか。また、設計に係る保険加入は求めないということでしょうか。	記載のある保険について加入し、その他の保険の加入については事業者の提案・判断で行ってください。
57	22	3	3	2	(15)	施工体制台帳に関わる書類について	③監理技術者、主任技術者の顔写真の掲示が求められていますが必須事項でしょうか。	顔写真の提出は不要とします。
58	22	3	3	2	(16)	施工体制の点検	施工体制の点検時に要求される情報開示項目についてご教示ください。	施工体制の点検内容としては、国土交通省「工事現場における施工体制の点検要領」を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
59	24	3	3	5	(2)	下請発注時の市内業者及び市内産資材の活用	市内の代理店等で販売される資材を優先利用することを求められていますが、「長岡市内に支店や営業所を有する代理店（＝市内本店ではない代理店）」からの調達を含める、という理解でよろしいでしょうか。	市内に本店以外の支店・営業所がある業者も対象とします。
60	25	3	4		(1)	契約不適合	「契約不適合とは、目的物が種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しないことをいう。ただし、不可抗力に起因する場合にはこの限りではない。」と記載あります。不可抗力が起因し改善対策が必要な場合、発生費用は設計変更対象として事業費及び工程の見直しとなされるという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に起因するものは、長岡市建設工事請負基準約款第30条に準じて、市と事業者との協議により決定します。
61	25	3	4		(2)	保証	設計業務に関する保証の対象について、要求水準書及び発注者で行う協議で合意を得た成果品に対して、不具合が生じた場合は、不可抗力に起因する場合には含まれるという理解でよろしいでしょうか。	提案者責任が前提であると考えていますが、不具合の理由により、責任所在が変わってくるものと考えています。
62	25	3	4		(2)	保証	「保証とは、保証期間中、本工事対象施設について発生した設計・施工・材質及び構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等について、事業者側が保証責任を負うことをいう。ただし、不可抗力に起因する場合にはこの限りではない。」と記載あります。不可抗力が起因で破損及び故障等が発生した場合、発生費用は貴市にてご負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に起因するものは、長岡市建設工事請負基準約款第30条に準じて、市と事業者との協議により決定します。
63	25	3	4	2	(1)	設計の契約不適合	設計業務における確認試験とは、適宜行う発注者との合意を行う行為という理解でよろしいでしょうか。	ここでは、市からの指示による性能、機能の確認試験を指します。
64	25	3	4	2	(2)	施工の契約不適合	その他の部分が5年とありますが、国土交通省の建設工事標準請負契約約款に基づき機械・電気設備については2年としていただけませんか。	機械・電気については2年とし、要求水準書（案）を修正します。
65	26	3	4	3	(2)	性能保証事項 作動試験	「非常停電、機器故障など～予想される重大事故について緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全を確認する」とありますが、非常用発電機による運転動作確認や、機器故障時は、他号機によるバックアップ運転確認といった理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	26	3	4	4	(2)	保証期間中の設備の点検調査費は事業者の負担とする	事業者の責に起因する事由以外の場合は、費用の協議をお願い申し上げます。	事業者からの申出があれば、協議に応じます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答																																																																																																			
67	26	3	4	4	(2)	保証期間	保証期間中の設備の点検調査費は事業者の負担とするとありますが、貴市から性能未達の可能性がある旨の指摘（連絡）を受けた場合に、事業者の負担で実施するという理解で宜しいでしょうか。	保証期間中である場合は事業者の負担となります。																																																																																																			
68	27	4	1	2	-	対象工事	協議や提案等により、本項に記載のない事項の機器製作（機能増設含む）が発生した場合、設計変更対象として事業費及び工程の見直しが必要となるという理解でよろしいでしょうか。	契約後、要求水準書に記載していない既設設備の機能不足が判明し、当該事項が受注者において合理的に予見できなかった場合には、設計変更の対象として協議を行います。 ただし、提案責任の範囲内と認められる場合はこの限りではありません。																																																																																																			
69	27	4	1	2	-	対象工事	表4-3および次項以降に記載される詳細項目以外は工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	表4-3は主要工事を記載しているものであり、それに関連する工事は含まれます。																																																																																																			
70	28	4	1	2	-	対象工事	図4-1に「耐水化実施済み」とありますが、これはハンドホールを指しているものでしょうか。また、当該施設の浸水レベルをご教示ください。	耐水化実施済みとは、対策浸水位(22.300m)以下の浸水の恐れのあるハンドホール及びプルボックスを指し、これについては耐水化を実施しています。なお、浸水レベルはGL+300mmです。																																																																																																			
71	28	4	1	3	-	各工事において確保すべき機能等	既設雨水ポンプについて年間の運転状況をご教示ください。	月別の稼働日数を下記のとおり公表します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td>6</td> <td>3</td> <td></td> <td>7</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	H29				4			3	7	H30							1	1	R1							3	3	R2				2				2	R3					3			3	R4									R5		2						2	R6	2							2	R7									計	2	2		6	3		7	20
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計																																																																																																			
H29				4			3	7																																																																																																			
H30							1	1																																																																																																			
R1							3	3																																																																																																			
R2				2				2																																																																																																			
R3					3			3																																																																																																			
R4																																																																																																											
R5		2						2																																																																																																			
R6	2							2																																																																																																			
R7																																																																																																											
計	2	2		6	3		7	20																																																																																																			
72	28	4	1	3	-	各工事において確保すべき機能等	要求水準書に記載されている、記載されていないに関わらず既設設備の機能増設が必要となる場合は、本工事に含むという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。																																																																																																			
73	28	4	1	3	-	各工事において確保すべき機能等	提案した機能を実現するため、契約後に要求水準書に記載されていない既設設備の機能増設が必要となる場合、その際に発生する費用は設計変更対象として見直しが必要となるという理解でよろしいでしょうか。	契約後、要求水準書に記載していない既設設備の機能不足が判明し、当該事項が受注者において合理的に予見できなかった場合には、設計変更の対象として協議を行います。 ただし、提案責任の範囲内と認められる場合はこの限りではありません。																																																																																																			
74	28	4	1	3	(3)	各工事において確保すべき機能等	「無人運転できるようにすること」と記載がありますが、通常、無人（維持管理者の駐在はなし）での運用を想定しているという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。																																																																																																			
75	28	4	1	3	(3)	各工事において確保すべき機能等	「エンジンポンプを無人で運転する場合の条件等について、所轄消防署と協議して確認すること。」とありますが、提案図書提出前に所轄消防署との協議を進めてもよろしいでしょうか。	事前の問合せ・協議については、事業者の責において実施してください。																																																																																																			

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
76	28	4	1	3	(3)	各工事において確保すべき機能等	「ポンプ井水位計を増設して水位計故障時の自動切り替えを行なう等のリスク低減策について提案を行うこと。」とありますが、ポンプ井水位計の増設はリスク低減策の一例であり、水位計を増設しない場合でも他の「リスク低減策」が提案できていれば要求水準の未達とならないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	28	4	1	3	(4)	各工事において確保すべき機能等	「ポンプ設備の据付工事は渇水期に実施するものとする」との記載がありますが、例年の渇水期をご教示ください。	11月から3月頃を想定していますが、ポンプ運転の稼働実績等を参考に事業者が施工工程を提案してください。
78	28	4	1	3	(4)	各工事において確保すべき機能等	「ポンプ場を稼働しながら工事を行う必要がある。」との記載がありますが、工事期間中における稼働必要台数（吐出量）をご教示ください。	出水期については、3台の稼働を想定しています。
79	28	4	1	3	(4)	各工事において確保すべき機能等	「施設機能を維持できるような施工計画」を策定するための設備検討に必要な情報は、事業者の要望に応じて提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	提示可能なものは提供します。
80	28	4	1	3	(5)	各工事において確保すべき機能等	別紙1に記載のない重油タンクや吐出水槽等は耐震化の対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	28	4	1	3	(5)	各工事において確保すべき機能等	既往耐震診断は日本下水道協会の旧耐震指針（2014年）に基づいて実施していますが、本工事では、新耐震指針（2025年）に基づいた液状化判定（レベル1地震動、レベル2地震動タイプⅠ、レベル2地震動タイプⅡ）、及び沈砂池ポンプ棟と吐出水槽の耐震診断（レベル1地震動、レベル2地震動タイプⅠまたはタイプⅡ）を実施しますでしょうか。	新耐震指針に基づき実施してください。
82	29	4	1	3	(7)	各工事において確保すべき機能等	「既設の空調設備の能力が不足しているため、不足する分の空調設備を増設すること」とありますが、増設分の空調能力検討に必要な情報は、事業者の要望に応じて提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	提示可能なものは提供します。
83	30	4	3	1	(4)	機械設備に関する要件	次期の再構築も考慮した機種等の選定を求められていますが、次期再構築のご計画や既設に関する情報（完成図書の貸与等）はご提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	提示可能なものは提供します。
84	31	4	3	4	-	雨水ポンプ設備	「既設を含めた全体（排水能力）を満足すること。」とありますが、定格仕様上で「雨天時最大水量：870m ³ /分」を満足できればよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
85	34	4	4	1	(1)	一般事項	電気設備の適切な配置を検討するために、既設機器の配置図CAD等検討に必要な情報の提供をお願い申し上げます。	公告時に提供します。
86	34	4	4	2	(2)	運用検討	「既設自家発電設備の必要容量が不足する場合は、将来の改築を踏まえ、…運用条件を整理すること。」とありますが、想定される改築時期をご教示ください。	検討中のため、具体的な改築時期は提示できません。
87	35	4	4	3	(2)	今回工事によるシステム構成等 ①工事範囲	「今回は撤去せずに機能停止とする。」とある既設監視設備機器は、監視操作卓・監視卓・制御盤（CRT）の3台でよろしいでしょうか	監視操作卓、監視卓、制御盤（CRT）は本工事にて撤去します。記載内容に誤りがあったため要求水準書を修正します。
88	36	4	4	3	(2)	今回工事によるシステム構成等 ①工事範囲	「既設監視設備機器は、標準的耐用年数を…によって、既設流用可能なケーブルは、新設コントローラ盤へ流用すること。」とあります。既設流用可能の条件定義があればご教示ください。	既設監視設備機器は本工事にて撤去するため、ケーブル流用についての記載は削除します。
89	36	4	4	3	(2)	今回工事によるシステム構成等 ①工事範囲	既設補助継電器盤内のコントローラ（RS）は、リモートステーションを表していると考えますが、交換後も同等品としてよろしいでしょうか。	既設補助継電器盤を更新対象としており、記載内容に誤りがあったため要求水準書を修正します。
90	36	4	4	3	(2)	今回工事によるシステム構成等 ②監視制御装置の形式	「配置スペースの他、機器の拡張性、信頼性及び経済性等を考慮し、最適な形式を提案すること」とありますが、契約後に提案した形式以上の機能を要求された場合は設計変更対象として事業費及び工程の見直しとなされるという理解でよろしいでしょうか。	契約後、要求水準書に記載していない既設設備の機能不足が判明し、当該事項が受注者において合理的に予見できなかった場合には、設計変更の対象として協議を行います。ただし、提案責任の範囲内と認められる場合はこの限りではありません。
91	36	4	4	3	(2)	今回工事によるシステム構成等 ③監視制御項目	「監視制御項目一覧を別紙4に示す。本監視制御項目の詳細については、設計時に協議により決定する。」とありますが、契約後に別紙4の監視制御項目以上の監視制御項目を要求された場合は設計変更対象として事業費及び工程の見直しとなされるという理解でよろしいでしょうか。	契約後、要求水準書に記載していない既設設備の機能不足が判明し、当該事項が受注者において合理的に予見できなかった場合には、設計変更の対象として協議を行います。ただし、提案責任の範囲内と認められる場合はこの限りではありません。
92	37	4	4	4	(2)	特殊電源設備 今回工事 ②必要容量	無停電電源装置の必要容量を提案するため、既設の容量計算書の提供をお願い申し上げます。	公告時に公表します。
93	37	4	4	4	(2)	特殊電源設備 今回工事 ③給電方法	蓄電池からの切り替え時の信頼性、経済性検討のため、停電可能時間をご教示ください。	不明であるため、仮設電源の使用など事業者から提案してください。
94	37	4	4	5	(2)	負荷設備 今回増設設備の仕様等	機能性、安全性、耐久性、信頼性及び維持管理性を考慮した設備検討に必要な情報は、事業者の要望に応じて提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	提供可能なものは提供します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容	回答
95	43	4	5	3	(2)	耐震対策	耐震対策について、既存設備の一部または全部の停止および撤去・再設置による対策を想定されていますか。想定されている場合は工程のご教示をお願い申し上げます。	耐震対策については、いくつかの対策手法があり、これにより工事手順・工程が変わってくると認識しています。このため、耐震対策の考え方・工程等を含め、事業者からの提案を求めます。
96	43	4	5	3	(2)	耐震対策	レベル2地震動（タイプⅠまたはタイプⅡ）に対する非線形解析による耐震診断結果で補強が不要となった場合、設計変更対象として事業費の変更は発生しますでしょうか。	要求水準を満足していれば設計変更は行いません。
97	47	4	6	5	(2)	換気設備工事	「③既設のポンプ室換気設備は、3階換気機械室に設置すること。」とありますが、既設は新設の誤記と理解します。	お見込みのとおりです。文章を修正します。
98	49	4	7	1	(2)	性能試験	ポンプ単体の性能は、現地では正確な性能測定ができないため、工場性能試験結果にて保証するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	49	4	7	1	(3)	試運転、性能試験の方法・内容	既設機器のうち運転・運用上、上水を使用しているものがあればご教示ください。	ポンプの冷却水及び、除塵機コンベアの洗浄などに上水を使用しています。
100	49	4	7	2	(1)	立会検査	現場の立会検査については記載されていますが、メーカ工場による貴市の立会は予定していないと理解してよろしいでしょうか。	主要機器は工場での立会検査を予定しています。